

アメリカの改定食品原産国表示義務に関する WTO パネル報告とアメリカの上級委員会への上訴

1月 2015年

高橋 梯二

1. 経緯

アメリカは、食品原産国表示制度（COOL）について 2012 年 7 月 23 日の WTO 上級委員会の勧告に基づき、同規則を改正し 2013 年に最終規則を採択した。しかし、カナダ及びメキシコは、この改定規則も TBT 協定第 2.1 条に違反し、またガット協定第 XIII:1(b)条及び第 III:4 条に違反しており、上級委員会の勧告に従っていないとして提訴した。

この提訴は、2013 年 8 月にパネル（compliance panel）の設置要求がなされ、審議された結果 2014 年 7 月にパネルの最終報告が取りまとめられ、10 月 20 日に加盟国に回付された。パネル報告は、アメリカの措置は TBT 協定第 2.1 条に違反するとともに、ガット協定第 III:4 条に違反するのでアメリカがこれを修正するよう勧告するというものであった。

2. 改定前と改定後の表示方式の比較

	2009 年の規則	2013 年の規則
表示 A	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">アメリカ産</div> <p>アメリカ原産の意味は・・・もっぱらアメリカで生まれ、飼育され、とさつされた動物からのものである。65.260(a)(1)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">アメリカで生まれ、飼育され、とさつされたもの</div> <p>アメリカ産と指定される食肉はすべての生産の段階を含まなければならない（たとえば出生、飼育、とさつ）。65.300(d)</p>
表示 B	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">アメリカ、X 国産</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">アメリカ、X 国、及び Y 国産</div> <p>X 国又は Y 国で生まれ、アメリカで飼育され、とさつされた動物（ただし、輸入直後にとさつされる動物からのものは除く）からの食肉は、アメリカ、X 国、Y 国産と表示できる。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">X 国で生まれ、飼育され、アメリカでとさつされたもの</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">X 国で生まれ、飼育され、Y 国で飼育され、アメリカで飼育、とさつされたもの</div> <p>X 国及び/又は Y 国で生まれ、及び/又は飼育され、アメリカでとさつされたもので、食肉はそれぞれの国での生産の段階が表示されなければならない</p>

表示 C	<p>65.300(e)(1)</p> <p style="text-align: center;">X 国及びアメリカ産</p> <p>アメリカに輸入された直後にとさつされた動物からの食肉は原産国を X 国及びアメリカと表示できる。65.300(e)(3)</p>	<p>い。65.300(e)</p> <p style="text-align: center;">X 国で生まれ、飼育され、アメリカでとさつされたもの</p> <p>X 国及び又は Y 国で生まれ及び又は飼育され、アメリカでとさつされた動物からの食肉は、それぞれの国での生産の段階が表示されなければならない。65.300(e)</p>
表示 D	<p style="text-align: center;">X 国産</p> <p>生産の段階がアメリカでなされていない産品は税関及び国境保護に申告された原産国を入国から小売りの段階まで維持できる。65.300(f)</p>	<p style="text-align: center;">X 国産</p> <p>他国でとさつされた動物からの食肉は税関及び国境保護に申告された原産国を入国から小売りの段階まで維持できる。65.300(f) (2)</p>

資料：パネル報告 (WTDS384/RW)

3. パネルの結論 (パネル報告の結論部分の要訳)

8.3 TBT 協定の下でのカナダの申し立てに関し、次のように結論する。

b. COOL の改定措置は、カナダから輸入される畜産物に対して同種の国内畜産物与えているものより有利でない待遇を与えており、また、特に、改定された COOL 措置が当初の措置以上にカナダからの輸入畜産物の競争機会に悪影響を与え、さらに、この悪影響がもつぱら正当な規制の区別から生じていないことから、TBT 協定第 2.1 条に違反している。

c. カナダは、改定 COOL 措置が TBT 協定第 2.2 条にいう必要以上に貿易制限的であることのとおりあえずの証明はしなかった。

8.4 カナダの 1994 年ガット協定に関する申し立てに関しては、改定 COOL 措置がカナダから輸入される畜産物の競争機会に悪影響を与えているとともに、G ガット協定第 III:4 条にいう有利でない待遇を与えていることから第 III:4 条に違反している。

8.6 紛争処理機関は、アメリカが TBT 協定第 2.1 条及び 1994 年ガット協定第 III:4 条に整合しない行動をとってきたことを認め、紛争処理機関はアメリカが整合していない措置を

TBT 協定及びガット協定の義務に整合するようにすることを勧告する。

4. アメリカの上級委員会への提訴とカナダの対応

以上のようなパネル報告に対し、アメリカは 2014 年 11 月 28 日上級委員会への上訴の通告をした。

カナダ側は、この係争は長引いており、カナダ側の損失も多くなっており、上級委員会の報告が出され次第報復措置をとるとカナダ業界は主張している。

参考 条文

TBT 協定 第 2.1 条

加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする製品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。

GATT 協定 第 III:4 条

4 いずれかの締約国の領域の製品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の製品に許与される待遇より不利でない待遇を許与される。この項の規定は、輸送手段の経済的運用にのみ基き製品の国籍には基いていない差別的国内輸送料金の適用を妨げるものではない。